

うるう年をめぐる法令

法律のラウンジ [77]

法制局第一部第二課

こぬま あつし
小沼 敦

今年西暦 2008 年のカレンダーには 2 月 29 日があり、今年はいうるう年に当たります。そこで今回は、うるう年をめぐる法令を話題にしたいと思います。

うるう年は、完全に 4 年に 1 回やってくるわけではありません。「閏年ニ関スル件」という明治時代の法令で、神武天皇即位紀元年数（いわゆる皇紀で、西暦に 660 を加えた数。）が 4 で割れる年をうるう年とするとともに、紀元年数から 660 を引いた数（すなわち西暦）が 100 で割れる年を平年（うるう年でない年）、400 で割れる年をうるう年としており、うるう年は 400 年に 97 回やってくる計算になります。このような複雑な定めをするのは、1 年が正確には 365 日ではない（約 365.24 日）ことの調整を行う必要があるためです。したがって、今後しばらくは 4 年ごとにうるう年がやってきますが、西暦 2100 年は平年になります。ちなみに西暦 2000 年は、400 で割れる数ですので、うるう年でした。

2 月 29 日生まれの人にも誕生日が毎年やってくるということは、まさか 4 年に 1 回しか年を取らないはずありませんから、感覚的には当然のことです。しかし、実際いつ 1 歳年を取るのでしょうか。この点については、「年齢計算ニ関スル法律」が、年齢を計算するときには誕生日を初日に算入することを定めています（当コラム「4 月 1 日生まれの子どもは早生まれ？」を参照してください）。したがって、例えば西暦 2008 年 2 月 29 日生まれの者は、西暦 2009 年 2 月 28 日限り（すなわち 2 月 28 日の 24 時）をもって満 1 歳になります。ただ、実際に誕生日を祝うのは、満 1 歳になった次の日、すなわちうるう年では 2 月 29 日、平年では（2 月 29 日がないので）3 月 1 日ということになるのでしょうか。

ところで、道路交通法第 92 条の 2 は、誕生日を基準に自動車運転免許証の有効期限を定めています。例えば、70 歳未満の一般運転者の免許証の有効期間の末日は、更新前の免許証の有効期間満了後の 5 回目の誕生日から起算して 1 月を経過する日とされています。2 月 29 日生まれの者が免許証の更新を受けたとき、更新後の免許証の有効期間の末日はどうなるのでしょうか。この点、「…1 月を経過する日」が平日か土日かは年によって異なることもあり（土日等の場合はその後の最初の平日まで有効期限が延びる。）、有効期間の末日は何月何日であると一概に言えないのですが、一般的には、2 月 29 日生まれの者の平年における誕生日は 2 月 28 日とみなす旨の規定が道路交通法には置かれています。更新の年が平年であれば 2 月 28 日生まれの人と同じ扱いになるわけです。2 月 28 日生まれの人より 1 日後に生まれたのに有効期限が一緒ということになり、2 月 29 日生まれの人には気の毒な面がありますが、他方、3 月 1 日生まれの人と同じ扱いにすると、今度は 3 月 1 日生まれの人から「なぜ自分より 1 日先に生まれた人と有効期限が一緒なのか」と、同様の不満が出ることでしょう。法律上「公平」を期することは難しいと、つくづく感じます。